

一定の病気等に係る運転者対策（平成26年6月1日施行）

これまでも一定の病気等についての適性相談を受けたり、運転免許の更新申請時等に病状を確認するなどの運転者対策を行ってきましたが、一定の病気等による交通事故が多数発生しているため、平成26年6月1日より道路交通法が一部改正となります。

● 一定の病気等とは

- ・ 統合失調症
- ・ てんかん
- ・ 再発性の失神
- ・ 無自覚性の低血糖
- ・ そううつ病
- ・ 重度の眠気の状態を呈する睡眠障害
- ・ 認知症
- ・ その他自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある状態を呈する病気

をいい、これらの一定の病気に

- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒

を加えたものを「一定の病気等」といいます。

免許取得の可否や免許の行政処分は、病気の症状や程度によって個別に判断することになります。

● 免許の取得・更新時の質問票の交付・提出義務

公安委員会は免許の取得・免許証の更新をしようとする方に対して、一定の病気等に該当するかどうか判断するための質問票を交付することができ、これを交付された方は、質問票に答えて公安委員会に提出しなければなりません。

虚偽の記載・報告をした場合には、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金の対象となります。

● 医師による任意の届出制度

医師は一定の病気等に該当する方を診察し、その方が運転免許を持っていると知ったときは、その診察結果を公安委員会に届け出ることができます。

● 一定の病気等に該当する疑いのある方に対する免許効力の停止

公安委員会は、一定の病気等にかかっていると疑われる方の免許を3カ月を越えない範囲内で期間を定めて停止することができます。

● 一定の病気に該当することを理由として免許を取り消された場合の再取得に係る試験の一部免除

一定の病気等に該当することを理由に免許を取り消された場合、取消してから3年以内であれば、再取得時の運転免許試験（技能試験及び学科試験）が免除されます。

● 取消処分者講習に関する規定の整備

取消処分を受けることなく免許が失効した方が、運転免許試験を受けようとする場合は、1年以内に取消処分者講習を終了していなければなりません。

不明な点は運転免許センター講習係
018-863-1111（内線735-242、243）または
018-824-0660まで連絡して下さい。